

平成 30 年 2 月 9 日

各 位

会 社 名 株式会社ナガオカ  
代表者名 代表取締役社長 梅津 泰久  
(コード：6239、東証 J A S D A Q)  
問合せ先 取締役管理本部長 楯本 智也  
(TEL 0725-21-5750)

過年度の決算処理に係る調査委員会の設置及び今後の方針に関するお知らせ

今般、平成 27 年 6 月期の決算において誤った会計処理が行われていたとの疑義が生じております。当社は、当該会計処理に関する事実関係を調査するため、平成 29 年 12 月 15 日に社内調査委員会を設置し、外部の専門家の協力を得て、調査を行っております。その結果、当社の平成 27 年 6 月期から平成 30 年 6 月期第 1 四半期までの決算について訂正を行う可能性があります。

記

1. 社内調査委員会の構成

当委員会の構成は、以下のとおりです。

委員長 弁護士 中井 康之 (堂島法律事務所 当社社外取締役)

委員 弁護士 池田 裕彦 (弁護士法人大江橋法律事務所)

委員 公認会計士 植田 益司 (マイスター公認会計士共同事務所)

また、調査にあたり、富山聡子弁護士、柳勝久弁護士 (いずれも、堂島法律事務所)、後岡伸哉弁護士 (弁護士法人大江橋法律事務所) 及び松山元浩公認会計士を補助者としております。当委員会を構成する委員及び補助者は、いずれも、調査対象となった工事案件に関与しておりません。

2. 経緯及び概要

平成 29 年 5 月 10 日に開示しました「たな卸資産評価損及び貸倒引当金の計上並びに通期連結業績予想の修正に関するお知らせ」にある、マレーシア・ケランタン州浄水場案件とマレーシア・サバ州浄水場案件は、工事進行基準を適用し、進捗に応じて売上高を計上していましたが、事象として記載されている「政治動向の影響でプロジェクトが進展していない」、「用地買収が遅延している」等の状況を勘案すると、成果の確実性 (収益実現性) の観点から、平成 27 年 6 月期当時において、工事進行基準の対象工事とするには適用要件が整っていないのではないかと疑義が生じております。

また、平成 27 年 6 月期当時、当社の工事進行基準の進捗率の見積方法 (※1) は「直接作業時間比率」で測定しておりました。工事進行基準適用案件のうち、大阪府内浄水場案件

では、外注出来高請求金額の材料費割合が大きく、内訳に材料費の記載があったものの、社内ルールに従い、当該材料費も含めた金額を社内レートで直接作業時間数を算定していたことから、直接作業時間数の算定並びに工事進捗率の合理性に疑義が生じております。

調査は継続中ではありますが、現時点において、過年度に誤って計上されたと考えられる影響額（売上高・売上原価・売上総利益）は以下のとおりです。

なお、平成 29 年 6 月期において、マレーシア案件は、貸倒引当金の計上等を行い処理済であること、大阪府内浄水場案件は、工事進捗率を見直すことにより売上高・売上原価・売上総利益の計上が期ズレとなるものの当連結会計年度（平成 30 年 6 月期）の連結業績への影響は軽微であり、本日付で別途開示しました「第 2 四半期（累計）連結業績予想の修正及び特別損失の計上に関するお知らせ」の業績予想に織り込み済みであります。

（単位：百万円）

	項目	11 期（平成 27 年 6 月期）			12 期（平成 28 年 6 月期）			13 期（平成 29 年 6 月期）		
		① 計上額	② 修正による 影響額	③ 修正後	① 計上額	② 修正による 影響額	③ 修正後	① 計上額	② 修正による 影響額	③ 修正後
本 件	売 上 高	553	△239	313	149	36	185	171	55	227
	売 上 原 価	315	△141	173	51	31	82	72	97	169
	売上総利益	238	△98	139	97	4	102	99	△41	57
その他訂正 （※ 2）	売 上 高	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	売 上 原 価	—	△4	△4	—	1	1	—	2	2
	売上総利益	—	4	4	—	△1	△1	—	△2	△2
財務諸表金額	売 上 高	5,858	△239	5,618	3,123	36	3,159	2,900	55	2,956
	売 上 原 価	4,086	△145	3,941	2,441	32	2,473	2,410	100	2,511
	売上総利益	1,771	△94	1,677	682	3	686	489	△44	445

※ 1 現在、工事進行基準の進捗率の見積方法については、当社グループの主力セクターを「エネルギー」から「水」へ変更したこと、貝塚工場の移転縮小にともない国内製造のインターナルの一部を外注化し、生産体制を見直したことにより、「原価比例法」による測定が実態に基づく進捗をより合理的に反映できると判断し、平成 30 年 6 月期第 1 四半期連結累計期間に着手した工事契約から「原価比例法」に変更しております。

※ 2 過年度の会計監査において、訂正を必要としない軽微な指摘を受けていたものを今回合わせて訂正しております。

### 3. 今後の予定

本件につきましては、社内調査委員会において調査中ではありますが、現在のところ過年度決算を訂正する方向で進めております。過年度の有価証券報告書及び四半期報告書の訂正報告書の提出、過年度決算短信及び四半期決算短信の訂正並びに平成 30 年 6 月期第 2 四半期決算発表につきましては、平成 30 年 2 月 14 日に実施する予定としております。また、平成 30 年 6 月期第 2 四半期の四半期報告書は、予定どおり平成 30 年 2 月 14 日に提出する予定であります。

なお、当社の会計監査人による訂正連結財務諸表等の監査手続き及び訂正四半期連結財務諸表等のレビュー手続きは現時点において未了であるため、影響額等は、改めてお知らせいたします。

#### 4. 訂正予定の有価証券報告書等及び決算短信等

##### 有価証券報告書

第11期	平成27年6月期	(自 平成26年7月1日	至 平成27年6月30日)
第12期	平成28年6月期	(自 平成27年7月1日	至 平成28年6月30日)
第13期	平成29年6月期	(自 平成28年7月1日	至 平成29年6月30日)

##### 四半期報告書

第12期	第1四半期	(自 平成27年7月1日	至 平成27年9月30日)
第12期	第2四半期	(自 平成27年10月1日	至 平成27年12月31日)
第12期	第3四半期	(自 平成28年1月1日	至 平成28年3月31日)
第13期	第1四半期	(自 平成28年7月1日	至 平成28年9月30日)
第13期	第2四半期	(自 平成28年10月1日	至 平成28年12月31日)
第13期	第3四半期	(自 平成29年1月1日	至 平成29年3月31日)
第14期	第1四半期	(自 平成29年7月1日	至 平成29年9月30日)

##### 決算短信

平成27年6月期	(自 平成26年7月1日	至 平成27年6月30日)
平成28年6月期	(自 平成27年7月1日	至 平成28年6月30日)
平成29年6月期	(自 平成28年7月1日	至 平成29年6月30日)

##### 四半期決算短信

平成28年6月期	第1四半期	(自 平成27年7月1日	至 平成27年9月30日)
平成28年6月期	第2四半期	(自 平成27年7月1日	至 平成27年12月31日)
平成28年6月期	第3四半期	(自 平成27年7月1日	至 平成28年3月31日)
平成29年6月期	第1四半期	(自 平成28年7月1日	至 平成28年9月30日)
平成29年6月期	第2四半期	(自 平成28年7月1日	至 平成28年12月31日)
平成29年6月期	第3四半期	(自 平成28年7月1日	至 平成29年3月31日)
平成30年6月期	第1四半期	(自 平成29年7月1日	至 平成29年9月30日)

以上